

茨城県立医療大学工事等指名業者選定委員会設置要項

〔平成7年5月10日〕
事務局長決裁

最終改正 平成13年4月18日

(趣旨)

第1条 この要項は、保健福祉部建設工事等請負業者選定委員会要項第9条の規定に基づき、茨城県立医療大学における所建設工事等請負業者選定委員会の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(名称)

第2条 所建設工事等請負業者選定委員会の名称は、茨城県立医療大学工事等指名業者選定委員会とする。

(組織)

第3条 委員長は、事務局長をもって充てる。

2 副委員長は、事務局次長をもって充てる。

3 委員は、総務課長、図書館・情報課長、教務課長、病院管理課長及び総務課経理担当係長をもって充てる。

付 則

この要項は、平成7年4月17日から施行する。

付 則

この要項は、平成8年12月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成9年4月22日から施行する。

付 則

1 この要項は、平成12年3月1日から施行する。

2 この要項は、平成12年度予算から適用する。

付 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成13年4月18日から施行する。

(参考)

保健福祉部建設工事等請負業者選定委員会要項(抄)

〔平成11年7月1日〕
保健福祉部長決裁

改正 平成12年4月1日 平成15年4月1日

平成16年4月1日 平成17年4月1日

平成18年4月1日

(趣旨)

第1条 この要項は、保健福祉部の所掌する建設工事等の指名競争入札に係る入札参加指名業者及び随意契約に係る請負業者等(以下「建設工事等請負業者」と総称する。)の選定の適正化を図るため、保健福祉部建設工事等請負業者選定委員会(以下「委員会」という。)の設置及び運営に関し必要な

事項を定めるものとする。

(委員会の設置)

第2条 保健福祉部に保健福祉部建設工事等請負業者選定委員会（以下「部委員会」という。）を置く。

2 保健福祉部の課（室）に課（室）建設工事等請負業者選定委員会（以下「課（室）委員会」という。）を置く。

3 保健福祉部の出先機関に所建設工事等請負業者選定委員会（以下「所委員会」という。）を置く。

(組織)

第3条 委員会の構成は、次表のとおりとする。

委員会	委員長	副委員長	委員
部委員会	保健福祉部長	保健福祉部次長	保健福祉部内の各課長， 企画監およびねりんピック推進室長
課（室）委員会	課長 ねりんピック推進室長	課長補佐（総括） ねりんピック推進室長補佐（総括）	課（室）長の指名する役付職員
所委員会	出先機関の長	出先機関の次長又は庶務事務を担当する課長等	出先機関の長の指名する役付職員

(委員長の職務)

第4条 委員長は、委員会の会務を総理する。

2 副委員長は委員長を補佐し、委員長事故あるとき又は欠けたときは委員長のあらかじめ指定する副委員長がその職務を代理する。

(審議事項)

第5条 部委員会は1件の予定価格3億円以上の建設工事及び製造の請負契約（以下「建設工事等請負契約」という。）、1件の予定価格が5,000万円以上の設計、測量並びに施設及び設備の管理等の委託契約（以下「設計等委託契約」という。）、1件の予定価格が5,000万円以上の物品等の購入契約（修繕を含む。以下「物品等購入契約」という。）並びに1件の予定価格が3,000万円以上の物件の借入れ契約、財産の売払い契約及び物件の貸付け契約に係る請負業者の選定について審議する。

2 部委員会は、前項のほか、普通物品の購入要求に対し、1件の予定価格が160万円を超え、かつ、特定の1社の機種又は銘柄を指定する場合における当該機種又は銘柄の決定について審議する。

3 課（室）委員会は、当該課（室）の所掌する次の各号に掲げる契約の種類に応じ、1件の予定価格がそれぞれ当該各号に定める額の範囲内に係る建設工事等請負契約、設計等委託契約、物品等購入契約業者の選定及び部委員会に提出する建設工事等請負業者の資料について審議する。

- | | | |
|--------------------|----------|-----------|
| (1) 工事又は製造の請負契約 | 250万円を超え | 3億円未満 |
| (2) 財産の買入れ契約 | 160万円を超え | 5,000万円未満 |
| (3) 物件の借入れ契約 | 80万円を超え | 3,000万円未満 |
| (4) 財産の売払い契約 | 50万円を超え | 3,000万円未満 |
| (5) 物件の貸付け契約 | 30万円を超え | 3,000万円未満 |
| (6) 前各号に掲げるもの以外のもの | 100万円を超え | 5,000万円未満 |

4 所委員会は、当該出先機関の所掌する次の各号に掲げる契約の種類に応じ、1件の予定価格がそれぞれ当該各号に定める額の範囲内に係る建設工事等請負契約、設計等委託契約、物品等購入契約業者の選定及び部委員会に提出する建設工事等請負業者の資料について審議する。

- | | | |
|-----------------|----------|-----------|
| (1) 工事又は製造の請負契約 | 250万円を超え | 1億円未満 |
| (2) 財産の買入れ契約 | 160万円を超え | 5,000万円未満 |
| (3) 物件の借入れ契約 | 80万円を超え | 500万円未満 |
| (4) 財産の売払い契約 | 50万円を超え | 500万円未満 |
| (5) 物件の貸付け契約 | 30万円を超え | 500万円未満 |

- (6) 前各号に掲げるもの以外のもの 100万円を超え 500万円未満
- 5 茨城県財務規則第3条第1項により長期継続契約（不動産を借りる契約を除く。）の締結に関する事務を委任されているものについては、前項の規定にかかわらず所委員会において審議する。
- 6 茨城県財務規則第3条第2項により公所長に委任されている事項のうち委任限度額制限されていないもので、同規則第155条各号の限度額を超えるものについては、前項の規定にかかわらず所委員会において審議する。

(会議)

第6条 委員会は、委員長が召集する。

- 2 委員会は、委員会の組織する者の半数以上の者の出席がなければ開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。
- 4 委員長は、必要があると認めるときは、関係職員を会議に出席させて説明を求めることができる。

(会議の特例)

第7条 委員会は、その審議事項について急を要する場合及び会議を開催することが困難と認める場合は、持ち回りをもって委員会の審議決定に代えることができる。

(委員会の庶務)

第8条 委員会の庶務は、部委員会にあつては主務課、課（室）委員会又は所委員会にあつては、当該課又は出先機関の庶務担当においてそれぞれ処理する。

(委任)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、それぞれの委員長が別に定める。

付 則

この要項は、平成11年7月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成12年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成15年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成16年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成17年4月1日から施行する。

付 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。